

環境用語解説

(本文中の*印のある用語等について解説)

[あ行]

ISO14001 P185

1996年9月に国際標準化機構（ISO）によって制定された「環境マネジメントに関する国際規格」。この規格は、組織が環境への負荷を継続的に改善していくためのシステムについて、必要な事項を定めている。

愛鳥週間 P64

昭和25年から毎年5月10日～16日の一週間を愛鳥週間（バードウィーク）とし、野鳥保護の精神を普及するため、全国各地で探鳥会など様々な行事を開催している。また、この週間の中央行事として、「全国野鳥保護のつどい」を各都道府県持ち回りにより開催している。

アオコ P48,140

富栄養化の進んだ湖沼などで、植物性プランクトン（主として藍藻類）の異常増殖により、水面が緑色あるいは青色に変色する現象をいう。春から夏にかけて発生することが多く、大量に発生すると腐敗して悪臭を発したり、魚介類のへい死をもたらすこともある。

青潮 P144

海岸から沖合にかけて酸素をほとんど含まない青白い水面が広がる現象で東京湾では春から秋にかけて発生することが多い。

赤潮によって大量に発生したプランクトンの死骸が海底に沈み分解する時に、酸素を消費して海底に酸欠状態の水塊ができ、陸から沖に向かって吹く風などの気象条件によって、酸素の少ない底層水が沿岸部の表層に沸き上がる時に発生する。底層水に溶け込んでいる硫黄分が水面近くで酸素に触れて粒子状となり青白く見えると言われている。青潮の発生により、沿岸部に生息するアサリなどの貝類やカレイなどの底生魚類が大量に酸欠死することがある。

赤潮 P48,140

海域の富栄養化により、海中の微小な生物（主に植物プランクトン）が異常増殖し海面が変色する現象をいう。東京湾では茶褐色に変色することが多いが、プランクトンの種類により赤色や黄褐色や緑色などにも変色することがある。主として夏に発生する。

アスベスト（石綿） P91,102

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性がある。

この特性から、高度成長期（昭和45年～平成2年）には、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきた。

しかし、アスベスト（石綿）の繊維は極めて細いため、気づかないうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺がんや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、ばく露から発症まで15年から40年と潜伏期間が長いことが特徴である。

アダプトプログラム P59

アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、道路・公園等の一定区域の公共の場所を養子見立て、市民活動団体等が里親となって、環境美化を行い、行政がこれを支援する制度。

圧密 P157

まだ固まっていない堆積物が、上部の堆積物の荷重によって圧縮される現象を言い、堆積年代の新しい沖積層や盛り土部分で生じる圧密は、地盤沈下の一因となっている。

育成林 P32

植林等の人為的な方法により造成された森林や自然に成立はしたが間伐等の人手を加えた森林など、人為を加えて造成された森林のこと。

一酸化炭素（CO） P102

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車である。

一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経をまひさせたりする。

上乘せ基準 P111,148

大気汚染防止法第4条第1項又は水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、都道府県が国の定める一律の排出（水）基準にかえて適用するもので、法律で定める排出（水）基準より厳しい基準をいう。

エコアクション21 P185

環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも自主的積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」としてとりまとめて公表できるように工夫されている。千葉県では、一般財団法人千葉環境財団が地域事務局となっている。

エコセメント P70

普通セメントの原料に焼却灰やばいじんを混ぜ、1300℃以上で焼成してつくられる。高温のため焼却灰中に含まれるダイオキシン類は分解される。普通セメントと同じ用途に使用できる普通型エコセメントと廃棄物に含まれる塩素分を取り込み、早く固まる速硬型エコセメントの2種類がある。

エコタウン事業 P70

国と連携し、最新の廃棄物処理・リサイクル技術の開発・導入と、これらの新技術を有する環境産業の集積・育成を進め、地域振興を図る事業。

エコフィード P97

エコロジー（環境）とエコノミー（節約）、フィード（飼料）を組み合わせた造語で、パンくずや売れ残りの弁当、野菜の皮などの食品残渣を原料として製造された家畜用のリサイクル飼料。

ESCO事業 P30

Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスのこと。ESCO 事業は、省エネ効果を ESCO が保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCO の経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

MSDS制度 P170

事業者が化管法で定める化学物質を含む製品を他の事業者に出荷する際、その化学物質に関する情報を化学物質等安全データシート（MSDS）で提供する制度。

Lden（時間帯補正等価騒音レベル） P128,129

Day-evening-night level の略。

騒音を時間帯（昼・夕方・夜）ごとに補正して、騒音のエネルギーを評価する指標であり、単位はデシベルである。

国際的に航空機騒音評価指標の主流となっており、25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられている。

オゾン層 P34

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれる。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしている。

汚濁負荷量 P146

水域に排出される汚濁物質の量を言い、主としてBOD、COD、窒素、りん、SSの1日当たりのt数で表される。これは、家庭や工場など汚濁源から排出される排水量とその汚濁物質の濃度の積によって計算される。水域の状況などによっては濃度規制だけでは不十分な水域については、汚濁負荷量を削減するための総量規制が導入されている。

温室効果ガス P 26

赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体の総称。温室効果ガスがなければ -18°C にもなる地球は、これらが大気中に存在することで地表の気温が平均 15°C 程度に保たれている。この温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化である。

京都議定書では、温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF6)の6種類が削減の対象となっている。

[か行]

海域公園地区 P 41

国立公園又は国定公園の区域内の海域のうち、景観や生物多様性を保全するために指定された地区。

21年の自然公園法改正により、従来の「海中公園地区」としての優れた海中景観だけでなく、干潟や岩礁も含まれるなど指定対象が広がった。

外来種 P 37,61

人為により自然分布域の外から持ち込まれた生物種をいう。

家電リサイクル法 P 34

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。エアコン、テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付ける。

カーボンニュートラル P 96

バイオマスを燃焼しても二酸化炭素(CO₂)は発生するが、それは植物が成長過程で光合成により吸収したCO₂を排出しているものであり、ライフサイクル全体で見ると大気中のCO₂を増加させず、収支はゼロであるという考え方。「京都議定書」では、バイオマスの燃焼によって排出されたCO₂を温室効果ガス排出量とし

て計上しないこととしている。

環境影響評価 P 39,197

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価してその結果を公表し、地域住民等からの意見を事業計画に取り入れることにより、公害の防止や自然環境の保全を図る制度。

環境基準 P 48,102,140

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を言う。

現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染に係る環境基準が定められている。

ただし、底質のダイオキシン類に係る環境基準については、速やかに対応をとるべき基準であるとの解釈が国から示されている。

環境対話集会 P 174

事業所における化学物質の管理状況・排出状況等や防災活動について、地域住民からの信頼と相互理解を深めるために地域住民等を対象として開催する説明会・意見交換会をいい、「リスクコミュニケーション」の一つの形式。

環境リスク P 169

人の活動によって加えられる環境への負荷が、環境中の経路を通じ、人の健康や生態系に悪影響を生じさせるおそれ（可能性）を言う。

企業の社会的責任(CSR) P 185

企業は社会的な存在として、自社の利益や経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであり、行動法令遵守、環境保全、人権擁護、消費者保護、地域貢献などの分野についても責任を有するとする考え方。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC) P 24

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

揮発性有機化合物（VOC） P108

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがある。主なもので約 200 種類あり、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質のひとつである。

急上昇方式、ディレイドフラップ進入方式

P134

それぞれ、騒音の軽減を図るため採用されている航空機の運航方式で、その概要は次のとおりである。

区 分	分運航方式の概要
急上昇方式	離陸後、高度 1000m 前後まで急上昇させることにより、騒音軽減を図る方式
ディレイドフラップ進入方式	着陸時の脚下げ及びフラップ下げ操作を遅くして、機体の空気抵抗を減じ、エンジンの推力を減じることにより騒音軽減を図る方式

九都県市 P73

九都県市首脳会議。埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県知事並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の市長で構成する組織で、下部組織である環境問題対策委員会、廃棄物問題検討委員会において、首都圏の自治体が共同・協調して、広域的な対応が求められる環境問題や廃棄物処理に関する方策等について検討し、必要な取組を実施している。

京都議定書 P26

平成 9 年 12 月に 161 か国の参加の下、京都市で、気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）が開催された。この会議で、2000 年以降の地球温暖化対策の国際的な取組について議論され、1990 年を基準年とし、2008 年から 2012 年の目標期間の締約国全体の対象ガスの排出量を削減することを内容とする「京都議定書」が採択された。我が国については 6%の削減目標が定められている。

クリーンディーゼル乗用車 P114

最新の排出ガス規制に適合するガソリン車並

みに窒素酸化物や粒子状物質の排出を低減させた自動車。

K値規制方式 P112

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

光化学オキシダント（Ox） P102

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN（Peroxyacetyl-nitrate）等の強酸化性物質の総称である。

このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。

降下ばいじん P102

大気中の汚染物質のうち自己の重量により、又は雨滴に含まれて地上に落下するばいじん、粉じん等を言う。

公共用水域 P48,140

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用が可能な水域及びこれらに接続する下水路、用水路等を言う。

交通流の円滑化 P102

道路交通公害に関する対策のひとつ。

交通の流れの集中を抑制し、交通渋滞を解消し、自動車の走行を円滑にすることにより、騒音や排気ガスによる大気汚染を軽減しようとする対策。

行程管理制度 P35

業務用冷凍空調機器を廃棄等する際に、フロン類の回収や引渡しの委託等を書面で管理する制度である。交付や回付された書面は 3 年間の保存義務がある。

こどもエコクラブ P182

子どもたちが地域の中で、主体的に環境学習及び環境の保全に関する活動を行う団体で、環

境省が平成7年度から「こどもエコクラブ事業」として支援している。2人以上の仲間（幼児から高校生）と活動を支える1人以上の大人（サポーター）から構成される。クラブでは、「エコロジカルあくしょん」及び「エコロジカルとれーにんぐ」とよばれる環境に関する活動を行う。

[さ行]

最終処分場 P67

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、がれき類等を埋め立てる安定型、汚泥等を埋め立てる管理型、有害物質を埋立基準以上含む廃棄物を埋め立てる遮断型がある。

サステナブルツーリズム P39

「持続可能な観光」という意味で、地域にある自然・文化・歴史遺産などを活用し、環境の保全、地域コミュニティの維持、長期的な経済的利益を達成することを目指すもの。その形態により、グリーン・ブルーツーリズム（農山漁村での滞在型余暇活動）、エコツーリズム（地域の自然環境や文化・歴史を学ぶとともに、その保全に責任を持つ観光）、ヘルスツーリズム（治療・療養のほか、ストレス解消、体力増強など健康増進を目的とした旅行）などがある。

里 海 P37,47

昔から豊かな海の恵みを利用しながら生活してきている、里山と同様に人のくらしと強いつながりのある地域。

里 沼 P47

里山と同様に、人のくらしと強いつながりのある湖沼、池沼を「里沼」と呼ぶ。池沼、ため池は、里山の要素であるが、印旛沼と手賀沼は生物多様性からも、人の生活からも特筆すべき存在であることから、特に里沼として取り上げている。

里 山 P32,37,61

人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地のうち、人による維持若しくは管理がなされており、若しくはかつてなされて

いた一団の樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地その他これらに類する状況にある土地とが一体となっている土地を言う。

里山里海 P47

里山里海とは、「里と山」また「里と海」、さらには「里と山及び海」などの「里」すなわち人々の住まう場（集落）とその周辺の田畑や森林、草地、川沼、海岸・海域等の様々な環境モザイクが一体となった空間であり、地域に根ざした人々の生活・産業及び歴史や伝統の文化を包含する人・自然・文化が調和・共存する複合領域。

立地条件により、4タイプの里山（山間里山、台地里山、谷津里山、平野里山）、里沼、里川、さらに3タイプの里海（干潟里海、砂浜里海、磯里海）の計9タイプの里山里海が認識される。

三点比較式臭袋法 P138

悪臭を人の鼻（嗅覚）で測定するいわゆる官能法の一つで、悪臭を含む空気が入っている袋1つと、無臭の空気が入っている袋2つの計3つの袋の中から、試験者に悪臭の入っている袋を当ててもらう方法である。6人以上の試験者によって行い、悪臭を次第にうすめながら、不明又は不正解になるまでこれをくり返す。その結果を統計的に処理して何倍にうすめれば区別がつかなくなるかとの値を出し、その値を臭気濃度とする。

COD（化学的酸素要求量） P140

Chemical Oxygen Demandの略。BODとともに有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値を言う。

自動車リサイクル法 P34

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。

地盤沈下観測井 P 160

地盤沈下が地下のどの地層で生じているかを調べるための施設で、二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量と地下水位を測定する。

指標生物 P 155

一定の環境条件を必要とする生物で、その生物の存在・生息数を調査することにより、環境の質を推定することができるものを言う。

集団施設地区 P 41

自然公園において、各種の公園施設を有機的かつ総合的に一定地区に整備し、公園の適正な利用を増進するために公園計画に基づいて指定される地区。

重量濃度規制方式 P 112

大気は、温度や圧力で容積が変化するため温度が0℃で圧力が1気圧の状態に換算した乾き排ガス（水分を含まないガス）1 m³の中に含まれる重量により規制する方式。ばいじんは g/m³ N、有害物質（窒素酸化物を除く）は mg/m³ N で表す。

循環型社会 P 67

廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会のこと。

浄化槽 P 140

し尿や生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置を言う。

し尿のみを処理する装置を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水を一緒に処理する装置を合併処理浄化槽と言う。

浄化槽法の改正により、平成13年4月以降は原則として単独処理浄化槽の設置が禁止され、単独処理浄化槽の使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めることとされている。

振動レベル P 127

振動の加速度レベルに人体の振動感覚により

補正を加えたもので、単位としては、デシベルが用いられる。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定した値で、計量法の改正により「振動加速度レベル」と定義されたが、簡単に「振動レベル」と呼んでいる。

水準点 P 158

標高を測るための標石で地盤変動状況などを調べるための基準として用いられる。

日本では、全国の国道や主要な道路沿いに2 km おきに設置されている。

スクリーニング P 197

環境影響評価手続において、事業の特性や事業の実施される地域の特性を踏まえ、その事業について環境影響評価を実施する必要があるか否かについて個別の事業ごとに判断する仕組み。

環境影響評価法において、事業者からの届出に対してその事業の許認可等を担当する行政機関が判定を行う手続として、この仕組みが導入されている。

スコーピング P 197

環境影響評価手続において、事業者が、調査・予測・評価の項目や方法について地方公共団体や住民等に情報を提供し意見を聴いた上で、その設定について個別に判断する仕組み。

「環境影響評価法」及び「千葉県環境影響評価条例」において、環境影響評価方法書に係る手続として、この仕組みが導入されている。

3 R P 67

資源循環型社会をつくるための3つの取組（ごみを減らす「リデュース」、何回も繰り返し使う「リユース」、ごみを原材料として再生利用する「リサイクル」）の英語の頭文字「R」をとったもの。

生態系 P 37,61

あるまとまった地域に生活する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを指す。池、森、山、海域などが、それぞれひとつの生態系として扱われる。生態系の中では生物同士、また生物と環境が互いに影響し合いつつ継続的な安定した関係を保っている。開発などによる自然の改変は、その地域の生態系のバランスを崩し、そこに

住んでいた、いくつかの生物を滅ぼしたりして、生態系の内容を変えてしまうおそれがある。

生物多様性 P 37,41,47,54

生物は地球上のあらゆる場所に見られ、その色・形・大きさ、行動、生活史など、極めて変化に富んでおり、こうしたすべての生物の変異を「生物多様性」と言う。生物の変異は、遺伝子、種、生態系と言う、それぞれのレベルで捉えることができる。生物多様性は、その場所の環境や生物間につながりのもとで、生物進化の長い歴史の結果としてつくられてきたものである。

騒音レベル P 124

計量法第 71 条の条件に合格した騒音計で測定して得られる騒音の大きさを表すものである。

騒音計の周波数補正回路 A 性で測定した値をデシベルで表す。なお、計量法の改正により騒音の規制基準等はすべて「音圧レベル」と定義されたが、騒音行政上従来どおり「騒音レベル（又は A 特性音圧レベル）」と呼んでいる。

総量規制 P 112

濃度規制のみでは環境基準を達成できない地域において、その地域にある工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制すること。現在、「大気汚染防止法」（硫黄酸化物と窒素酸化物）と「水質汚濁防止法」（COD、窒素及びりん）に基づく総量規制がある。→「汚濁負荷量」

[た行]

WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）P 128

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略。航空機騒音測定、評価のために考案された指標で、「うるささ指数」とも呼ばれる。航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別も加味した騒音のうるささを表す。

24 年度まで航空機騒音に係る環境基準の指標として用いられてきた。

炭化水素（HC） P 102

炭素と水素とからできているものを炭化水素と言い、メタン、エタン、プロパン、アセチレ

ン、ベンゼン、トルエン等があり、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用されている。主として塗料・印刷工場、化学工場やガソリンスタンド等の貯蔵タンクからも発生するほか、自動車等の排出ガスにも含まれている。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

地域森林計画 P 48

民有林を対象に、立木竹の伐採、造林、林道開設、保安施設等について地域の実情に沿った森林資源管理目標や森林整備及び保全の目標を 5 年ごとに 10 年を 1 期として都道府県知事が作成する計画。

ちばエコ農産物 P 50

指定産地などで生産され化学合成農薬や化学肥料を 2 分の 1 以下に低減し、栽培に関する履歴の記帳と情報公開などを満たす農産物

窒素酸化物（NO_x） P 102

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様である。燃焼の過程では一酸化窒素（NO）として排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結び付いて二酸化窒素となる。

窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つである。

中間処理施設 P 70

廃棄物の無害化や減量化・再資源化あるいは安定化を図るため、焼却、脱水、破碎、熔融等を行う施設を言う。

沖積層 P 157

1 万年くらい前から現在に至るまでの間に堆積してできた地層で、河川の流域や海岸沿いの低地に分布している。やわらかい粘土・シルト・砂などで構成されている。

低公害車 P 117

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない自動車。

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車に加えて、排出ガスと燃費性能に優れた低燃費かつ低排出ガス認定車が実用化されている。

低周波音 P 136

周波数が 1 Hz ~ 100Hz の音を低周波音と呼び、その中でも、人間の耳では聞こえにくい音(20 Hz 以下の音)を「超低周波音」と呼んでいる。

低周波音の影響としては、不快感や圧迫感などの心身的影響と窓や戸の揺れ・がたつきなどの物的影響がある。

電気自動車 P 117

バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車で、自動車からの排出ガスは一切なく、走行騒音も大幅に減少する。

天然ガスかん水 P 157

天然ガスとヨウ素が溶存している塩分を含む地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものである。本県一帯の上総層群（300 万~40 万年くらい前に海底で堆積した地層）中に存在している。

天然ガス自動車 P 117

硫黄等の不純物を含まない天然ガスを燃料とする自動車で、粒子状物質を排出せず、窒素酸化物の排出量も少ない。

天然生林 P 32

植栽あるいは播種により成立した「人工林」に対して、天然更新（周辺の樹木から自然に落ちてきた種子が発芽し育つこと）により成立した森林を、その後の保育管理において人為が加わったかどうかを問わず「天然林」と呼ぶ。

さらに、更新に当たって補助作業（自然に落ちてきた種子が発芽しやすいようにする地掻きなどの作業）や保育作業（間伐など）が加わった森林を「天然生林」と呼ぶが、人工林と天然林を対比して言う場合は、天然生林は天然林に含まれる。

特定外来生物 P 14,61

「特定外来生物による生態系等に係る被害の

防止に関する法律」に基づき、生態系、人の身体・生命、農林水産業等に被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして政令で指定され、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている生物。

特定フロン P 34

フロン類である CFC(クロロフルオロカーボン)のうち、モントリオール議定書付属書Aグループ I に定める CFC-11,CFC-12,CFC-113,CFC-114, CFC-115 の 5 物質を指す。

特別管理産業廃棄物 P 85

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法で定めたものを言う。

なお、同様の性状を有する一般廃棄物として、特別管理一般廃棄物がある。

特別緑地保全地区 P 54

都市内に残された緑地を県知事又は市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する地区。この代償措置として損失補償、土地の買取り及び固定資産税の減免措置等がとられている。

[な行]

二酸化いおう P 102

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質である。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄（SO₂：亜硫酸ガス）であり、無水硫酸（SO₃）が若干混じる。環境基準は、二酸化硫黄（SO₂）について定められている。

硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

二次汚濁 P 48,140

閉鎖性水域において、河川等の公共用水域から流入する汚濁（一次汚濁）のほか、窒素やりんなどが栄養源となり、光合成によりプランクトンが増殖し、新たに二次的な汚れを発生させる

ことを言う。

燃料電池自動車 P117

燃料電池によって発生した電気によりモーターを動かして走行する自動車。

燃料電池は、水素と空気中の酸素を化学反応させ電気を作る装置で、原理的に排出されるのは水だけで、温室効果ガスや大気汚染物質が排出されないため、「究極のエコカー」とも言われている。

m³ N/h (ノルマル立方メートル毎時) P112

気体は圧力、温度によって体積が変化するため、温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算して時間当たりの気体の排出量などを表す単位。

[は行]

パークアンドライド P118

自家用自動車と公共交通とが相互連携する交通システムのこと。マイカー通勤者を対象とし、郊外の駐車場でバスに乗り換え、都心へ通勤するものが代表的である。これにより、都心への自動車流入の抑制、公共交通利用者の増加を図ることができ、都市部の活性化に資するものと期待されている。

バイオマスタウン P96

バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域をいう。なお、市町村がこの構想を国に提出し、基準に合致していることが認められた場合にはインターネット上で以下の URL に公開される。

<http://biomasstown.biomass-hq.jp/>

曝露 P172

肺・腸管・皮膚を通じて汚染物質と接触し吸収すること。

BOD (生物化学的酸素要求量) P140

Biochemical Oxygen Demand の略。COD とともに有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物などが微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値

をいう。数値が大きくなる程汚濁が著しい。

ppm P104

parts per milion の略。100 万分の 1 を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のこと。

1 ppm とは、大気汚染物質の濃度表示では大気 1 m³の中にその物質が 1 cm³含まれていること。

ppmC P106

VOC の濃度を表す単位の一つ。単一成分の場合、容積濃度を表す ppm にその物質の炭素数を乗じたものが「ppmC」となる。

例えば、トルエン (C₇H₈) の場合、炭素数は 7 なのでトルエン濃度が 1 ppm の場合 7 ppmC になる。

混合ガスの場合、それぞれの成分ごとに炭素数を乗じて ppmC に換算したものを足し合わせる。

ビオトープ P54,59

生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成した言葉で、野生生物が生息できる空間を意味する。

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) P18,102

浮遊粒子状物質 (SPM) のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の小さなもの。一般に PM_{2.5} と呼ばれる。微小粒子状物質は、粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、様々な健康影響の可能性が懸念されているため、国は、平成 21 年 9 月 9 日に「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準」を設定した。環境基準は、「1 年平均値が 15 μg / m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg / m³以下であること」とされ、達成期間は、「早期達成に努めるものとする」とされている。

ヒートアイランド現象 P32,54

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外

に比べて高くなる現象。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）と言われる。

標準酸素濃度補正方式 P 112

排ガス中の汚染物質濃度は、排ガス中の空気濃度によって変化するため、定められた基準酸素濃度によって汚染物質の濃度を補正する規制方式を言う。

現在、ばいじん、窒素酸化物及び廃棄物焼却炉からの塩化水素についてこの方式による濃度規制が行われている。

富栄養化 P 141

閉鎖性水域において、河川などから窒素、りんなどの栄養塩類が運び込まれて豊富に存在するようになり、生物生産が盛んになることを言う。

微生物が急激に増殖する一方、それを餌とする魚類等の生物の増殖が追いつかないため、アオコ、赤潮等の問題が発生する。

不等沈下 P 157

構造物の沈下が一様でなく、場所によって沈下量に差が生じることを言う。建物や護岸などの構造物に障害を与えるため、特に注意が必要とされている。

浮遊粒子状物質（S P M : Suspended Particulate Matters） P 102

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が 10 マイクロメートル（1 cm の 1000 分の 1）以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす危険がある。

プラグインハイブリッド自動車 P 114

エンジンにモーター等の動力源を組み合わせたハイブリッド自動車に、家庭用電源などから直接バッテリーに充電できる機能を備えた自動車。

フロン回収破壊法 P 34

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の略称。特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実

施するための措置等を定めた法律。

フロン類 P 34

フロンとは、炭素、フッ素等からなる化合物であり、フロンという総称は日本のみで使われ、正式にはフルオロカーボンと言う。CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)などの種類があり、またこれらの代替物質として、オゾン層を破壊しないものの温室効果の高い HFC(ハイドロフルオロカーボン)があり、フロン回収破壊法では、CFC,HCFC,HFCを合わせてフロン類と定義している。

閉鎖性水域 P 48,140

地形により水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域を言う。

ベンゼン（C₆H₆） P 103

芳香族炭化水素のひとつでベンゼンともいう。水に溶けにくく、有機溶剤に溶けやすい。常温常圧では無色の液体で特有の芳香があり、揮発性、引火性が高い。合成ゴムや染料等の原料、ガソリンのアンチノック剤、溶媒等として広範に使用されている。人体に対する影響は、急性毒性として麻酔作用が、慢性毒性として骨髄造血機能の障害がある。さらに、骨髄性白血病を起こし、発がん性があるとされる。我が国では、「労働安全衛生法施行令」により特定化学物質等として規制されている。

保安林 P 32

水源のかん養や災害の防備のため農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が制限される。

ポリ塩化ビフェニル P 91

PCB (polychlorinated biphenyls)。水に溶けない、化学的に安定、絶縁性に優れる、沸点が高い等の性質を持つ工業的に合成された物質。主に電気製品のコンデンサ、トランス、熱媒油・潤滑油、感圧複写紙に利用されていた。

健康及び環境への有害性が確認され、昭和 47 年に製造が禁止されたが、分解されにくいいため、広範に環境中に残留していることが確認されている。

[ま行]

メタンガス P 99

可燃性ガス、化学式 CH_4 。温室効果ガスでもある。

面的評価 P 126

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の常時監視において、自動車騒音の状況を把握する方法。自動車騒音が支配的な地域を「道路に面する地域」としていることから、「道路に面する地域の環境基準」の達成状況を評価する。

道路構造条件、沿道条件、沿道騒音レベルの実測（または自動車の交通量及び速度の実測）などをもとに、道路端から 50m の範囲について建物での騒音レベルを推計し、評価区間内の住居数に対し、環境基準を達成している住居の数で環境基準達成率を評価する。

モーダルシフト P 118

モード（様式、形態）をあるモードから他のモードにシフト（移動、置き換え）すること。貨物輸送の場合においては、トラックからより省力的、省エネ、低公害の鉄道又は海運へ転換し、トラックとの複合一貫輸送を推進することを言う。

[や行]

要請限度 P 126

市町村長は指定地域内で自動車騒音又は振動の測定を行った結果、自動車騒音又は振動のレベルが総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、県公安委員会に対し道路交通法による措置をとるべきことを要請し、騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置をとるべきことを要請できるとされている。

溶融スラグ P 69

ごみやその焼却灰を 1200°C 以上の高温で溶かし、冷却・固化してできるガラス状の物質。

路盤材やアスファルト合材の骨材として利用することができる。

[ら行]

ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約） P 51, 63

国境を越えて移動する水鳥の生息地としての観点を中心として国際的に重要な湿地の保全を図るため、湿地の登録制度を設け、登録湿地の保全と賢明な利用のための国際協力を推進することを目的としている。1975 年に条約が発効し、我が国は 1980 年に 24 番目の締約国となった。2012 年 8 月現在、締約国 162 か国、登録湿地 2,046 か所（総面積 19,355 万 ha）で、我が国の登録湿地は 46 か所（137,968ha）である。

リスクコミュニケーション P 174

人の活動によって加えられる環境への負荷が、環境中の経路を通じ、環境保全上の支障を生じさせるおそれを「環境リスク」という。この環境リスクを評価するための手法は「リスクアセスメント」と呼ばれており、この結果に基づく対策として、許容できないリスクは無くすか、最小限にすることが図られる。このリスク等について、事業者・住民・行政が情報の共有化を図る取組が「リスクコミュニケーション」と言われており、「環境対話集会」などの形式がある。

硫酸ピッチ P 94

A 重油や灯油等の炭化水素油と硫酸との混合物で、強い酸性を有する黒褐色のタール状の物質。酸性が強いことから、ドラム缶などの容器を腐食させ周囲に流出し、土壤汚染等周辺環境を汚染するとともに、雨水など空気中の水分と触れることにより、亜硫酸ガスを発生させ、人体へ悪影響を及ぼすおそれがある。

緑化協定 P 54

千葉県では、「自然環境保全条例」第 26 条の規定により、一定規模以上の工場用地、住宅用地等の土地所有者又は管理者を対象として、緑化の実施及び維持管理についての協定を、企業・地元市町村・県の三者で締結している。

公害、災害等の防止のみならず、都市部に著しく不足している緑地の保全・創造に寄与している。

緑地率 P57

用地の面積に対する保存緑地及び樹木植栽による造成緑地の占める割合。

緑地協定 P54

土地所有者等の合意によって、既存の樹木等緑地の保全や生垣の設置等緑化に関する協定を締結し、住民の積極的な協力によって計画的な緑化の推進を図る制度。

レッドデータブック P37,61

絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップしその現状をまとめた報告書。名称は、IUCN（国際自然保護連合）が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによる。我が国における最初の作成は、動物については1991年に環境庁から、植物については1989年に（財）日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員会から、それぞれ作成されている。

その後、環境省により定期的に見直しが行われている。